

国立市地域公共交通活性化協議会等設置条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 国立市地域公共交通計画を策定するとともに、現行の国立市地域公共交通会議及び国立市福祉有償運送運営協議会の機能を移行することにより市の実情に合わせて地域公共交通及び福祉有償運送を始めとした福祉交通に関する協議を行うほか、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議を行うため、国立市地域公共交通活性化協議会等を設置するものである。

国立市地域公共交通活性化協議会等設置条例案

目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 国立市地域公共交通活性化協議会 (第 3 条―第 8 条)

第 3 章 国立市運賃協議会 (第 9 条)

第 4 章 補則 (第 10 条・第 11 条)

付則

第 1 章 総則

(設 置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成 19 年法律第 59 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、国立市地域公共交通計画 (以下「地

域公共交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域の特性に適した移動手段の実現に必要な事項、福祉有償運送の必要性及びこれを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の運営について必要な事項等を協議するため、国立市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 法第9条第4項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第10条第1項で定める運賃及び同条第2項で定める料金を除く。第9条において同じ。)に関する協議を行うため、国立市運賃協議会(以下「運賃協議会」という。)を置く。

(定 義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び道路運送法施行規則で使用する用語の例による。

第2章 国立市地域公共交通活性化協議会
(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 国立市における公共交通の在り方に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (4) 試行的な運行の検証に関する事項
- (5) 法第79条の規定により、福祉有償運送の登録(法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。)の申請を行う場合における福祉有償運送の必要性及びこれを行う場合における旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 福祉有償運送に係る法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (7) 国立市における、福祉有償運送その他の福祉交通の在り方に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する

委員 30 人以内をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 国土交通省関東運輸局の職員
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 道路管理者の職員
- (7) 警視庁立川警察署の職員
- (8) 国立市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等（法第 78 条第 2 号に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者をいう。以下同じ。）を代表する者
- (9) 特定非営利活動法人等の行う福祉有償運送を利用している旅客
- (10) 公募による市民
- (11) 学識経験者
- (12) 市の職員
- (13) 前各号に掲げる者のほか、協議会に必要と認められる者
(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 7 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の委員が所属する特定非営利活動法人等による法第79条の登録等に関する協議を行う場合には、当該委員は、議事決定に関与することができない。

5 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、国立市情報公開条例（平成14年12月国立市条例第35号）第21条各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（部会の組織等）

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選により定める。

4 部会は、部会における審議の結果を協議会に報告する。

5 第6条第3項及び第4項並びに前条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。

第3章 国立市運賃協議会

（運賃協議会の組織及び運営）

第9条 運賃協議会の委員は、協議する運賃及び料金ごとに、法第9条第4項各号に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、当該運賃及び料金に係る協議が終了するまでとする。

3 運賃協議会の会議は、原則として非公開とする。ただし、法第9条第4項の規定により国土交通大臣に届け出た後にあっては、議事の概要を公表することができる。

4 第6条及び第7条第1項から第3項までの規定は、運賃協議会の組織及び運営について準用する。

第4章 補則

（庶務）

第10条 協議会及び運賃協議会の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会及び運賃協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 4 9 年 1 1 月国立市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 0 号を第 8 2 号とし、第 7 7 号から第 7 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 7 6 号の次に次の 2 号を加える。

(77) 地域公共交通活性化協議会委員

(78) 運賃協議会委員

第 4 条中「第 2 条第 1 6 号から第 7 7 号まで」を「第 2 条第 1 6 号から第 7 9 号まで」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 7 8 号から第 8 0 号まで」を「第 2 条第 8 0 号から第 8 2 号まで」に改める。

別表第 2 中

「

自転車対策審議会委員	〃 9, 1 0 0 円
------------	--------------

を

」

「

自転車対策審議会委員	〃 9, 1 0 0 円
地域公共交通活性化協議会委員	〃 9, 1 0 0 円
運賃協議会委員	〃 9, 1 0 0 円

に

」

改める。